

議案第68号

多可町下水道処理施設新規加入分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

多可町下水道処理施設新規加入分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和7年6月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町下水道処理施設新規加入分担金徴収条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町下水道処理施設新規加入分担金徴収条例（平成17年多可町条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表中「安楽田」の前に「門前、」を加え、「

多可町杉原谷地区特定環境保全公共下水道処理施設	多可町加美区門村 583番地 8	清水、轟、西山、市原、丹治、大袋、三谷、門村の内 処理場に排水可能な地域
北部地区 農業集落排水処理施設	多可町中区安楽田 919番地	門前、安楽田の内 処理場に排水可能な地域

」を「

多可町杉原谷地区特定環境保全公共下水道処理施設	多可町加美区門村 583番地 8	清水、轟、西山、市原、丹治、大袋、三谷、門村の内 処理場に排水可能な地域
-------------------------	---------------------	---

」に改める。

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。

多可町下水道処理施設新規加入分担金徴収条例の新旧対照表

現 行			改 正		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	処理場の位置	処理区域	名称	処理場の位置	処理区域
多可町中地区 公共下水道処理施設	多可町中区西安田 722番地57ほか	_____安楽田、東山、田野口、牧野、鍛冶 屋、間子、岸上、天田、高岸、奥中、茂 利、中村町、安坂、糝屋、坂本、曾我井、 森本、西安田の内 処理場に排水可能な地域	多可町中地区 公共下水道処理施設	多可町中区西安田 722番地57ほか	<u>門前</u> 、安楽田、東山、田野口、牧野、鍛冶 屋、間子、岸上、天田、高岸、奥中、茂 利、中村町、安坂、糝屋、坂本、曾我井、 森本、西安田の内 処理場に排水可能な地域
(略)			(略)		
多可町杉原谷地区特 定環境保全公共下水 道処理施設	多可町加美区門村 583番地8	清水、轟、西山、市原、丹治、大袋、三 谷、門村の内 処理場に排水可能な地域	多可町杉原谷地区特 定環境保全公共下水 道処理施設	多可町加美区門村 583番地8	清水、轟、西山、市原、丹治、大袋、三 谷、門村の内 処理場に排水可能な地域
北部地区 農業集落排水処理施 設	多可町中区安楽田 919番地	門前、安楽田の内 処理場に排水可能な地域	_____	_____	_____
南部地区 農業集落排水処理施 設	多可町中区東安田 722番地1	森本、西安田、中安田、東安田の内 処理場に排水可能な地域	_____	_____	_____
(略)			(略)		